

飯塚市私立保育所等物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年2月12日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市私立保育所等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉を支える飯塚市内の私立保育所等の事業継続を支援するため、高騰する電気料金の負担を軽減することを目的として飯塚市私立保育所等物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとし、その交付については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、「私立保育所等」とは、次の各号に掲げる施設等のうち、地方公共団体以外の者が設置、経営する施設等をいう。

- (1) 保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する施設
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に定める施設
- (3) 保育所型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所で、認定こども園法第3条第2項第2号の施設として認定を受けている施設

(支援の対象)

第3条 支援金の支給を受けることができる者は、令和8年1月1日(以下「基準日」という。)において飯塚市の区域内に所在する私立保育所等とする。

(支援金の額等)

第4条 この支援金の額等は、別表のとおりとする。

(支援金の申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする者は、飯塚市私立保育所等物価高騰対策支援金支給申請書兼請求書(以下「支給申請書兼請求書」という。)を別に定める期日までに、その他必要とする書類を添えて市長に提出しなければならない。

(支給の決定及び支払)

第6条 市長は、支給申請書兼請求書を受理したときは、速やかに審査のうえ支給を

決定し、支援金を支払うものとする。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた者に対しては、支援金の支給の決定を取り消し、期限を定めて支援金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第9条 支援金の支給を受けた者は、支援金に係る帳簿その他の証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、告示の日から施行し、令和7年7月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。

3 第9条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表(第4条関係)

支援金額	支給対象期間						
<ul style="list-style-type: none">1施設あたり 補助単価※×基準日時点の利用定員数 <p>※補助単価</p> <ul style="list-style-type: none">以下の該当する事業者区分の1人あたりの補助単価の合計額 <table border="1"><thead><tr><th>事業者区分</th><th>1人あたりの補助単価</th></tr></thead><tbody><tr><td>高圧受電施設</td><td>1,400円</td></tr><tr><td>低圧受電施設</td><td>800円</td></tr></tbody></table> <ul style="list-style-type: none">高圧受電施設について、同一の敷地又は建物において対象施設と別の事業者が一括受電し、対象施設が供給を受けている場合は、一括受電している事業者の電圧の種類とすることができます。低圧と高圧の両方を受電している施設は、高圧受電施設とすることができる。	事業者区分	1人あたりの補助単価	高圧受電施設	1,400円	低圧受電施設	800円	令和7年7月から令和7年9月まで及び令和8年1月から令和7年3月まで
事業者区分	1人あたりの補助単価						
高圧受電施設	1,400円						
低圧受電施設	800円						